

(証券コード9353)
2017年6月9日

株 主 各 位

大阪市此花区梅町一丁目1番11号

櫻島埠頭株式会社

代表取締役社長 平井 正博

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市港区弁天一丁目2番1号（ORC200内）
ホテル大阪ベイタワー22階 青雲の間
3. 目的事項
報告事項
 - 1.第75期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第75期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎法令及び当社定款第14条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sakurajima-futo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sakurajima-futo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、安定的な配当を継続することを利益配分の基本方針とし、経営の安定性と財務体質の維持、強化を重視する観点から、内部留保の水準と当期純利益の見通しを考慮して配当金額を決定しております。

第75期の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、次年度以降の業務環境の動向、財務状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき1円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は15,015,679円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2017年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、昨年6月より導入した執行役員制度のもと、戦略的かつ機動的な意思決定が図れるよう取締役1名を減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>ひらい まさひろ 平井正博 (1953年1月3日生)</p> <p>再任</p>	<p>1976年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 1999年4月 同行東京支店営業第四部長 2000年6月 株式会社新生銀行東京支店営業第一部長 2001年2月 同行首都圏営業部長 2001年7月 同行営業第八部長 2002年4月 同行名古屋支店長 2004年4月 新生セールスファイナンス株式会社（現 株式会社アプラス）代表取締役社長 2006年4月 昭和オートレンタリース株式会社代表取締役副社長 2008年10月 同社専務取締役 2010年4月 日本カーソリューションズ株式会社 執行役員営業企画部長 2013年6月 イノベーションプランニングズ株式会社代表取締役 （現在に至る） 2014年6月 当社社外取締役 2015年6月 当社代表取締役社長 経営企画部担当 2016年6月 当社代表取締役社長執行役員 経営企画部担当 （現在に至る）</p>	12,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平井正博氏を取締役の候補者とした理由は、金融機関等で培われた豊富な経験と高い見識に基づいた優れた経営能力をもとに、引き続き取締役として当社グループの事業戦略を統括し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したためであります。</p>			
2	<p>ますだ やすまさ 増田康正 (1956年12月5日生)</p> <p>再任</p>	<p>1981年4月 当社入社 2006年10月 当社総務ユニットマネージャー 2011年6月 当社取締役 総務部担当 2016年6月 当社取締役 常務執行役員 総務部担当 （現在に至る）</p>	62,500株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>増田康正氏を取締役の候補者とした理由は、総務部門を中心とした豊富な業務経験をもとに、引き続き取締役として管理部門の機能強化を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p>すずき ひろし 鈴木弘志 (1951年6月25日生)</p> <p>再任</p>	<p>1974年4月 株式会社日本興業銀行入行 1999年9月 同行大阪営業第三部長 2002年9月 ニヤク物産株式会社(現 ニヤクトレーディング株式会社) 常務取締役 2005年9月 株式会社ニヤクコーポレーション常務執行役員 2007年9月 同社取締役(現在に至る) 2012年6月 当社社外取締役(現在に至る) 2014年9月 ニヤクトレーディング株式会社代表取締役社長(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ニヤクコーポレーション取締役 ニヤクトレーディング株式会社代表取締役社長</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 鈴木弘志氏を社外取締役の候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくためであります。同氏は、幅広い見地からの当社の経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮などにより、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいていることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は株式会社ニヤクコーポレーションの取締役であり、同社は当社の大株主であります。同社との間に取引はありません。また、同氏が代表取締役社長を務めるニヤクトレーディング株式会社との間に、資本関係及び取引関係はありません。従いまして、当社は同氏の兼職先から制約等を受けることはなく、同氏は独立性を有しているものと認識しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	<p style="text-align: center;">い が ら し ひ で お 五十嵐英男 (1944年1月30日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1969年4月 大阪市入庁 1994年4月 大阪市港湾局臨海部開発計画担当部長 1998年4月 同局企画振興部長 2000年4月 財団法人大阪港埠頭公社理事 2002年4月 大阪市港湾局長 2004年3月 大阪市退職 2005年7月 財団法人大阪港開発技術協会理事長 2006年6月 財団法人大阪国際交流センター（現 公益財団法人大阪国際交流センター）理事長 2009年6月 同センター理事長退任 2010年6月 大阪港振興協会（現 公益社団法人大阪港振興協会）会長 2013年6月 同協会会長退任 2016年6月 当社社外取締役（現在に至る） 2017年3月 大阪港タグセンター事業協同組合理事 2017年5月 同組合理事長（現在に至る）</p> <p>（重要な兼職の状況） 大阪港タグセンター事業協同組合理事長</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 五十嵐英男氏を社外取締役の候補者とした理由は、行政等に係わり培われた豊富な経験、知識等を当社の経営に活かしていただくためであります。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、それらの経験・知識等に基づく幅広い見地から、当社の経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮などにより、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいていることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は大阪港タグセンター事業協同組合の理事長であります。また、同組合との間にはタグボートの使用に係る営業取引があり、当事業年度における取引金額は1,836千円ですが、同組合と当社の間には資本関係はありません。また、過去において当社が事業用地を賃借している大阪市港湾局の局長を務めておりましたが、2004年に退職しており、大阪市港湾局との関係はなく、独立性を有しているものと認識しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木弘志氏及び五十嵐英男氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は独自に社外役員の独立性基準を定めており、両氏はその基準を満たしております。その基準の内容は、9ページに記載のとおりであります。
3. 鈴木弘志氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 五十嵐英男氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 鹿島文行氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
かしま 文行 (1948年11月23日生) 再任	1971年7月 日本開発銀行入行 1995年6月 同行経理部長 1996年4月 同行財務部長 1996年6月 同行情報・通信部長 1999年6月 同行エネルギー部長 1999年10月 日本政策投資銀行環境・エネルギー部長 2001年6月 同行人事部長 2003年6月 同行理事 2006年6月 日本原子力発電株式会社 常務取締役 2013年6月 当社社外監査役(現在に至る) 2013年6月 DBJキャピタル株式会社 代表取締役社長(現在に至る) 2014年5月 DBJ投資アドバイザー株式会社 代表取締役会長(現在に至る) (重要な兼職の状況) DBJキャピタル株式会社代表取締役社長 DBJ投資アドバイザー株式会社代表取締役会長	13,000株
【社外監査役候補者とした理由】 鹿島文行氏を社外監査役の候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであります。2013年6月の就任以後、独立かつ中立の立場から、当社経営に対する貴重な意見・助言等をいただくことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行いただいていることから引き続き社外監査役として、監査体制の一層の充実を図ることが相応しいと判断したためであります。なお、同氏はDBJキャピタル株式会社及びDBJ投資アドバイザー株式会社の代表取締役であります。また、DBJキャピタル株式会社及びDBJ投資アドバイザー株式会社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 鹿島文行氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は独自に社外役員の独立性基準を定めており、同氏はその基準を満たしております。その基準の内容は、9ページに記載のとおりであります。
 3. 鹿島文行氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
えがわ ただし 江川 忠利 (1948年11月2日生)	1967年4月 大阪市入庁 2008年3月 大阪市退職 2012年4月 社団法人大阪港タグセンター（現 大阪港タグセンター事業協 同組合）専務理事（現在に至る）	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 江川忠利氏を補欠の社外監査役の候補者とした理由は、行政等で培われた豊富な経験と見識を当社の監査体制に活かしていただくためであります。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまでの経験・知識等に基づく幅広い見地から、当社の経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮などにより、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 江川忠利氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏が社外監査役として選任される場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。また、当社は独自に社外役員の独立性基準を定めており、同氏はその基準を満たしております。その基準の内容は、9ページに記載のとおりであります。

(ご参考)

社外役員の独立性基準

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下の①～⑩に該当した場合は、独立性を有しないものとみなす。

- ①当社および当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行者(注1)
- ②当社グループの主要な取引先(注2)(当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ③当社グループの主要な借入先(注3)(借入先が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ④当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する個人株主、または、当社を子会社もしくは関連会社(注4)とする法人株主の業務執行者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に多額の(注5)金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(サービスを提供する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ⑥当社グループより、多額の(注5)寄附または助成を受けている者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ⑦当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- ⑧上記②～⑦に最近5年間において該当していた者
- ⑨上記①～⑦に該当する者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- ⑩当社の社外役員としての任期が8年を超える者

上記の①～⑨に該当する者であっても、取締役会がその独立性を判断した結果、独立役員として相応しいと判断すれば、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に抵触しない限り、その者を独立役員として選任することができる。

ただし、この場合において取締役会はその判断に至った理由について説明を行わなければならない。

- (注1)業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者をいう。
- (注2)主要な取引先とは、当社グループが事業活動を提供する顧客、または当社グループが作業や修理などを委託する外注先であって、その年間取引金額が当社グループまたは相手方の直近事業年度における連結売上高の2%以上のものをいう。
- (注3)当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度における当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資しているものをいう。
- (注4)関連会社とは、法人株主の最近事業年度に係る有価証券報告書の「関係会社の状況」等の項目又はその他の法人株主が一般に公表する資料において、関連会社として記載している会社をいう。
- (注5)多額とは、1事業年度当たり1,000万円を超える金額をいう。
- (注6)重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役 林正登氏は任期満了により退任されますので、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
はやし 林 正 登	2007年6月 当社取締役 (現在に至る)

第6号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策) 導入の件

当社は、2017年5月22日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記の内容による当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「本プラン」といいます。)を本株主総会において本議案が承認可決されることを条件として導入することを決議いたしました。

そこで、本プランの導入につきまして、株主の皆様にご審議いただき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありません。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

Ⅱ. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業理念及び事業

当社は主に大阪港の北部、大阪湾ベイエリアにおいて、内外の主要航路と内陸部への幹線道路網で結ばれた立地条件を活かし、京阪神の一大生産・消費地帯を背後に持つ海陸の中継基地として港湾運送事業、倉庫業、運送業を中心とした事業活動を行っております。

当社の経営理念は、公共性の高い事業を行う企業として「堅実経営」を全うし、大阪港における各種貨物の海陸中継業務を円滑に遂行することにより、我が国の産業振興及び市民生活向上への安定的貢献を果たすこととあります。

経営方針は、遵法精神と企業倫理に基づき、時代を先取りする事業活動及び透明度高く環境に即応した内部統制、この双方を推進し、お客様の要望と信頼に常にお応えし、株主様はじめ投資家の皆様のご期待にお応えすることを第一とすることとしております。

(2) 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、長年に亘り大阪湾ベイエリアにおいて海陸の中継基地として、港湾運送事業、倉庫業、運送業などを営んできた経験と実績にあります。具体的には①港湾運送事業をはじめとする物流事業という公共性・社会性が高い事業を中長期的に安定して運営するためのノウハウ、②顧客・取引先・地域住民等との信頼関係、③専門性を有する人材の存在及び④健全な財務体質であります。

港湾運送事業は、島国である我が国にとって不可欠な輸出入の海陸中継業務を行う公共性の高い事業であり、継続的に安定した運営を行うことが求められる事業です。当社は1948年の創業以来、ばら貨物、液体貨物及び物流倉庫の各分野において、効率的な敷地や設備の運営を行い、安定的に事業を継続し、運営ノウハウを蓄積してまいりました。また、当社は安全・確実な物流サービスを提供することで顧客からも格別のご信頼を頂戴しておりますが、これらの運営ノウハウや顧客からの信頼は、当社従業員の高い専門性、取引先や地域住民のご支援・ご協力に支えられております。さらに当社が中長期的に成長していくためには、荷役設備等に係る継続的な設備投資等に対応できる健全な財務体質の維持が必要です。

当社はこれらの企業価値の源泉を基に、今後も中長期的に安定した経営を行い、企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 企業価値向上への取組み

当社は、当社が将来の更なる飛躍を目指す新たなステージへ進むために、2018年3月期（2017年度）より3ヶ年の中期経営計画「Innovation&Progress for 2019」をスタートさせております。そのビジョンは次の通りです。

<ビジョン>

- お客様からの厚い信頼と事業上の好立地という強みを伸ばし、希少な企業価値をさらに高める
- 現状に満足せずあらゆる付加価値を追い求め、将来のいかなる環境においても生き残り成長する、強靱な企業体力を構築する
- 国際貿易港である大阪港においてエネルギー・産業素材など基幹資材の貯蔵と中継を行う公共的使命をさらに拡大し、我が国の産業の発展に貢献する

2020年3月期（2019年度）までの3年間は、強靱な企業体力を構築するための最初のステージとして位置づけており、そのために高付加価値事業の実現、原価構造の改革によるコスト削減、既存機能の活性化などの事業戦略を掲げております。

(4) コーポレートガバナンスの強化

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保すると共に、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考えており、コーポレートガバナンスの充実に努めております。当社では、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保の一環として、独立社外取締役（2名）及び独立社外監査役（2名）を選任し、取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。また、社外取締役及び社外監査役を構成員とする諮問委員会を設置し、諮問委員会が取締役の選任、評価及び報酬、取締役会の評価並びに剰余金の配当その他の事項について代表取締役社長から説明を受け、検討した後、代表取締役社長に対し意見又は助言を行う等、コーポレートガバナンス強化に取り組んでおります。今後もコーポレートガバナンスの実効性をより一層高める取り組みを推進してまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

当社は株主の皆様が大規模買付者（下記2. に定義されます。）による大規模買付行為に応ずるか否かを判断する場合において、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する適切な評価・意見等が株主に適切に提供されることが重要と考えております。このことが会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値及び株主共同利益を確保・向上させると考えます。以上の考えに基づき、当社取締役会は大規模買付行為に際して、株主の皆様が買付に応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただけるように、取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手すると共に、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案を含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

なお、2017年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」の通りであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けていません。

また、当社の筆頭株主であり、議決権の18.8%を保有する埠頭ジャスタック株式会社は埠頭ジャスタック株式会社代表取締役社長である原徹氏及びその親族等と合わせて28.3%を保有しており、当社のその他の関係会社に該当しておりますが、当社と埠頭ジャスタック株式会社は、相互に独立した意思決定を行っており、今後、埠頭ジャスタック株式会社や同社社員の独自の判断により譲渡等が行われ、株式の分散化が進み、当社株式の流動性が増す可能性は否定できません。その結果として当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある大規模買付行為が行われる可能性は否定できず、当社は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として本プランを設定することが必要であると判断いたしました。

2. 本プランの対象となる大規模買付け等

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ（注1）の保有割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、結果として特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、又は既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為をいいます。いずれについても買付け、買増しの方法の如何は問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」といいます。

（注1）特定株主グループとは、当社の株式等（注3参照）の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）をいいます。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

（注2）保有割合とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。ただし、本プランでは議決権割合を算出する上で除数となる総株数は当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株数を控除した数とします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

3. 大規模買付ルールの内容

「大規模買付ルール」とは、大規模買付行為に先立ち①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様が開示した後に初めて、大規模買付者による大規模買付行為を開始することを認めるというものです。大規模買付ルールの概要は次の通りです。

(1) 意向表明書の当社への事前提供

大規模買付者におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提供していただきます。具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

(2) 大規模買付情報の提供

上記（1）の意向表明書を提供いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提供していただいた日から 10 営業日（注4）（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した情報リストを上記（1）④の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を書面で当社に提供していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、提供を依頼する主要な情報項目は次の通りです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び各組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本関係、事業内容、財務内容、経営成績等を含む。）
- ②大規模買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む。）
- ③大規模買付の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報。）
- ④大規模買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容。）
- ⑤大規模買付行為により当社及び当社のステークホルダーに生じることが予想されるシナジーの内容
- ⑥大規模買付者が当社取締役会に提案する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策並びに役員候補者及びその略歴
- ⑦大規模買付の後における当社及び当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨反社会的勢力との関係に関する情報

なお、当初提供いただいた大規模買付情報について、当社取締役会は速やかに後記（4）記載の独立委員会に提供することとします。これを受けて独立委員会が精査した結果、当該大規模買付提案の内容・効果を、株主の皆様及び当社取締役会が理解する上で不十分と認められる場合には、直接又は当社取締役会を通じて、独立委員会は大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

独立委員会による当該情報に関わる追加提供の要求は、必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰り返し行うことができますが、最終の回答期限は、必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、情報リスト交付日から起算して原則として60日を超えないものとします。

また、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、大規模買付行為の提案があった事実を適当と認める時期及び方法により開示いたします。当社取締役会に提供された大規模買付情報、当社取締役会の当該大規模買付提案への評価内容等は、当社株主の皆様の判断の必要性を考慮し適宜開示いたします。

（注4）営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した日から起算して、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の①又は②の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。大規模買付け等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間（最大30日間延長する場合はその延長期間を含む）の経過後にのみ開始されるべきものとします。

① 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

② その他の大規模買付け等の場合には最大 90日間

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置発動の勧告を行うに至らない場合などが挙げられます。）、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知すると共に、株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、後記（4）に記載する独立委員会による勧告を受ける他、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知すると共に、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

(4) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程（概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、当社独立社外取締役、当社独立社外監査役で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとし、本プラン導入当初における独立委員会の委員には、別紙3に記載の4氏が就任いたします。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記(3)の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとし、その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の①又は②に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

① 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨を勧告します。これを受けた当社取締役会は、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告を最大限尊重のうえ、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとし、ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的で明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社グループ又は株主の皆様が著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置を決議することができるものとし、

② 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(i)から(viii)に掲げる事由により、当該大規模買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (i) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、当社の会社経営に真に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）
- (ii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転することにある場合（いわゆる焦土化経営の場合）
- (iii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (iv) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売付けをすることにある場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれのある場合
- (vi) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (vii) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、取引先、地域住民、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (viii) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

(5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(4)に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとし、

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、①大規模買付者が大規模買付け等を中止した場合又は②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受けた上で、対抗措置発動の停止の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(6) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、以下の場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとし、(かかる株主総会を以下「株主意思確認総会」といいます。)

- ① 独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得べき旨の留保を付した場合
- ② 当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合

株主意思確認総会を開催する場合、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従って、対抗措置の発動に関する決議を行うものとし、この場合には、大規模買付けは、当社株主意思確認総会における対抗措置の発動議案否決及び当該株主総会の終結後にのみ行われるべきものとし、

当該株主意思確認総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

4. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

大規模買付者が本プランの手続きに従うことなく大規模買付行為を行った場合等、前記3.(4)において述べる一定の大規模買付対抗措置の発動要件を満たす場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置として、原則として当社株主に対する新株予約権の無償割当を決議します。また、会社法その他の法令及び当社定款上で認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置を用いることがあります。

なお、具体的な対抗措置の一つとして、当社取締役会が、株主の皆様へ新株予約権の無償割当を行う場合の新株予約権の概要は別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。この新株予約権には、一定割合以上の保有割合となる特定株主グループに属する者による権利行使は認められない旨を定めた行使条件や、かかる特定株主グループに属する者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。なお、新株予約権の行使が認められない特定株主グループが有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは予定していません。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2020年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。ただし、当該定時株主総会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者又は大規模買付行為を企図する者であって当社取締役会が定める者が存在している場合には、当該行為への対応のために、取締役会は独立委員会へ諮問を行い、同意を得た上で、必要な限度でかかる有効期間を延長するものとします。

また、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

加えて、関係法令の新設又は改廃により、本施策の規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本施策の基本的考えに反しない範囲で、適宜本施策の文言を読み替えるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

6. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則 1-5.いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1.に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

① 事前開示による予見可能性の確保

本プランにおける本プランの手続の内容及びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記3.(4)において具体的かつ明確に示したところであり、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

② 株主意思の反映

本プランは、当社株主総会において承認可決することにより決定されます。また、「本プランの有効期間、廃止及び変更」（前記5.）において記載した通り、本プランは、有効期間を3年としております。その有効期間の満了前においても当社取締役会又は株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

なお、当社は、定款において全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任される体制にあります。したがって、株主の皆様が望めば、取締役を交代させることにより本プランを廃止することができ、株主の皆様のご意思を反映することが可能です。

加えて、対抗措置の発動の手続としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重すると共に、株主意思確認総会を招集して株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断される場合には、株主総会を招集して対抗措置の発動に関する議案を付議し、株主の皆様のご意思を確認することとしております。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記3.(4)に記載の通り、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記3.(4)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記5.に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

7. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記3.(4)に記載の通り、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として前記4.の通り対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを選定した場合、適用ある法令、当社が上場する東京証券取引所の上場規程に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて無償で新株予約権の割当を受けることとなります。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値に希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に法的権利及び経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は所得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、割当期日において当社の最終の株主名簿に記載・記録されていない株主の皆様に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領されることに比して、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。なお、独立委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定により、当社が当該新株予約権の割当中止、当該新株予約権の発行の中止、発行した新株予約権の無償取得を行う場合、及び裁判所による当該新株予約権の発行差止の決定がなされた場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんが、上記のような場合に、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買等を株主又は投資家の皆様が行った場合、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

対抗措置として、例えば、本新株予約権の無償割当てがなされる場合には、本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、大規模買付者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

当社の大株主の株式保有状況

(2017年3月31日現在)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	所有割合 (%)
埠頭ジャスタック株式会社	2,819	18.77
株式会社ニヤクコーポレーション	2,336	15.55
原 徹	1,094	7.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	769	5.12
株式会社三菱東京UFJ銀行	444	2.95
日本生命保険相互会社	384	2.56
株式会社三井住友銀行	384	2.56
三井住友海上火災保険株式会社	308	2.05
株式会社大水	250	1.66
大和証券株式会社	249	1.65

(注) 1.持株数は千株未満を、所有割合は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2.上記の所有割合は、自己株式を控除して計算しております。

以上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社社外取締役、並びに当社社外監査役のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、独立委員会委員が取締役又は監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2)本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3)本プランの廃止及び変更
 - (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

五十嵐 英男（いがらし ひでお）

1944年生まれ

1969年4月 大阪市入庁

2000年4月 財団法人大阪港埠頭公社理事

2002年4月 大阪市港湾局長

2005年7月 財団法人大阪港開発技術協会理事長

2006年6月 財団法人大阪国際交流センター（現 公益財団法人大阪国際交流センター）理事長

2010年6月 大阪港振興協会（現 公益社団法人大阪港振興協会）会長

2016年6月 当社取締役就任(現)

2017年3月 大阪港タグセンター事業協同組合理事

2017年5月 大阪港タグセンター事業協同組合理事長(現)

遠藤 眞廣（えんどう まさひろ）

1956年生まれ

1989年3月 公認会計士登録

1989年5月 税理士登録

1997年8月 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人)社員

2007年6月 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)退職

2007年7月 遠藤公認会計士事務所代表(現)

2015年6月 当社監査役就任(現)

鹿島 文行（かしま ふみゆき）

1948年生まれ

1971年7月 日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行

2003年6月 日本政策投資銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）理事

2006年6月 日本原子力発電株式会社 常務取締役

2013年6月 当社監査役就任(現)

2013年6月 D B J キャピタル株式会社 代表取締役社長(現)

2014年5月 D B J 投資アドバイザリー株式会社 代表取締役会長(現)

鈴木 弘志 (すずき ひろし)

1951年生まれ

1974年4月 株式会社日本興業銀行入行

2002年5月 ニヤク物産株式会社(現 ニヤクトレーディング株式会社)顧問

2002年9月 ニヤク物産株式会社(現 ニヤクトレーディング株式会社)常務取締役

2005年9月 株式会社ニヤクコーポレーション常務執行役員

2007年9月 株式会社ニヤクコーポレーション取締役(現)

2012年6月 当社取締役就任(現)

2014年9月 ニヤクトレーディング株式会社 代表取締役社長(現)

※五十嵐英男氏及び鈴木弘志氏は社外取締役の候補者であり、本総会において再選された場合には、社外取締役に就任する予定です。遠藤眞廣氏は社外監査役です。鹿島文行氏は社外監査役の候補者であり、本総会において再選された場合には、社外監査役に就任する予定です。

五十嵐氏、遠藤氏、鹿島氏及び鈴木氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。各氏と当社との間には、特別の利害関係又は取引関係はありません。

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当事者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権の全部又は例外事由該当事者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項等を付すことがあります。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

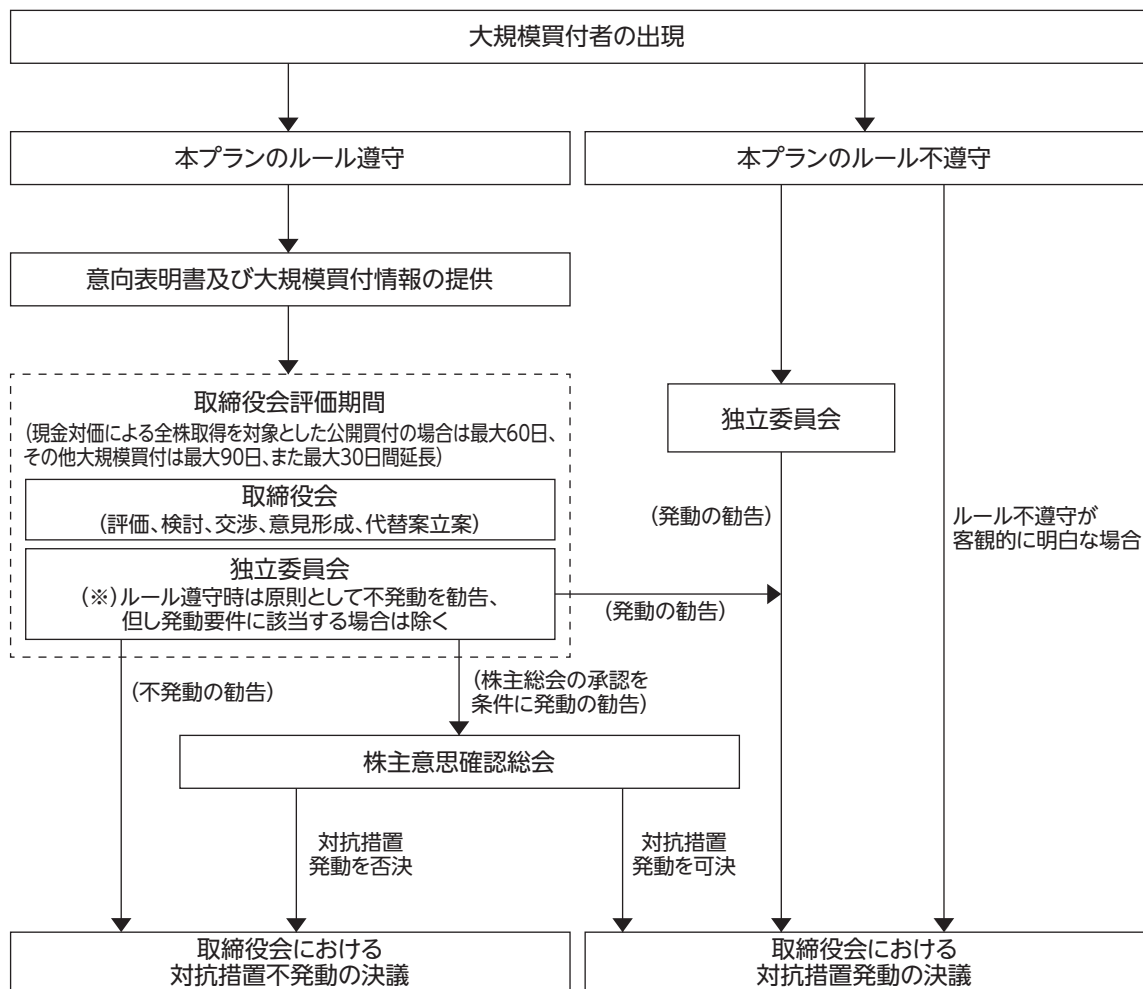
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

(ご参考)

本対応方針の概要（大規模買付行為開始時のフローチャート）



※本図は、本プランの手続きの代表的な流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本議案の本文をご参照ください。

以上

事業報告

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、景気は引き続き緩やかな回復基調となり、雇用環境の改善や堅調な企業収益など見られましたが、中国をはじめとする新興国経済の先行きや欧米における政治情勢の変動などの影響が懸念され、景気の見通しについては不透明な状況で推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは、設備稼働率を最大化する貨物の獲得を営業の根幹とし、伝統的な貨物の取扱いを堅持しつつ新規・既存のお客様に係る新規事業を戦略的にフォローする体制の強化に努め、積極的な営業活動を推し進めるとともに、業務フローを見直すことにより、更に一層のコスト削減に取り組んでまいりました。

しかしながら、液体貨物セグメントにおける貨物運送業務の終了やタンククリーニング等特殊作業の減少、および物流倉庫セグメントにおける化学品センター（旧危険物倉庫）の開設準備などが大きく影響し、当連結会計年度の売上高は、41億2千9百万円となり、前連結会計年度に比べ3億3千4百万円、7.5%の減収となりました。

一方、売上原価は、コスト削減努力による作業外注費や諸経費の減少のほか、減価償却費が減少したため、36億7千9百万円となり、前連結会計年度に比べ2億4千9百万円、6.3%減少しました。販売費及び一般管理費につきましても、4億3千8百万円となり、前連結会計年度に比べ1千2百万円、2.7%の減少となりました。

以上により、当連結会計年度の営業利益は、1千1百万円となり、前連結会計年度に比べ7千3百万円、86.0%の減益となりました。経常利益は、受取配当金などの営業外収益を得たことなどから5千4百万円となったものの、前連結会計年度に比べ7千8百万円、59.4%の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、化学品センター改装工事に伴う撤去費用などを特別損失に計上したことから、7百万円となり、前連結会計年度に比べ1億4千8百万円、95.1%の減益となりました。

セグメント別の営業の概況は、次のとおりです。

(ばら貨物セグメント)

大型クレーンを使用する荷役業務は、主に石炭とコークスの入着数量が、お客様の事情等により減少したことから、総荷役数量は304万トンと、前連結会計年度に比べ3.5%の減少となりました。

この結果、荷役業務の売上高は9億5百万円となり、前連結会計年度に比べ7.2%の減収となりました。

一方、海上運送業務につきましては、内航船運送における石炭の取扱数量が増加したことなどにより、売上高は5億4千8百万円と、前連結会計年度に比べ18.5%の増収となりました。

保管業務につきましては、数量的には増加したものの、保管期間が短かったことなどにより、売上高は3億3千5百万円となり、前連結会計年度に比べ5.7%の減収となりました。

その他の業務につきましては、陸上運送の取扱数量が減少したことにより、売上高は5億1千4百万円と、前連結会計年度に比べ9.3%の減収となりました。

以上により、ばら貨物セグメントの売上高は23億3百万円となり、前連結会計年度に比べ5千8百万円、2.5%の減収となりました。

(液体貨物セグメント)

石油類につきましては、白油は、取扱数量が減少し減収となりました。重油は、前連結会計年度のような大規模な特殊作業が発生しなかったことから、大幅な減収となりました。工業用原料油は、主力品目の稼働タンクが増加し堅調な荷動きとなりましたが、運送業務が前連結会計年度中に終了したことが影響し、大幅な減収となりました。この結果、売上高は6億9千7百万円と、前連結会計年度に比べ1億6千2百万円、18.9%の大幅な減収となりました。

化学品類につきましては、トルエンの取扱いは終了したものの、新規のお客様の貨物を誘致したことにより、売上高は2億1千2百万円と、前連結会計年度並みとなりました。

以上により、液体貨物セグメントの売上高は9億1千万円となり、前連結会計年度に比べ1億6千2百万円、15.2%の減収となりましたが、荷役・保管以外の特殊要因を除くとほぼ横ばいとなっております。

(物流倉庫セグメント)

化学品センターにつきましては、新規のお客様のニーズに応えるための準備期間が長期化したことにより、再稼働が遅くなったため、売上高は2千万円と、前連結会計年度に比べ9千1百万円、81.6%の減収となりました。

低温倉庫につきましては、主に保管業務で減収になったことにより、売上高は5億8千8百万円と、前連結会計年度に比べ1千9百万円、3.2%の減収となりました。

冷蔵倉庫につきましては、売上高は2億4百万円と、前連結会計年度に比べ1百万円、0.9%の僅かな減収となりました。

食材加工施設につきましては、売上高は8千万円と、前連結会計年度並みとなりました。

以上により、物流倉庫セグメントの売上高は8億9千4百万円となり、前連結会計年度に比べ1億1千2百万円、11.1%の減収となりました。

(その他のセグメント)

売電事業を中心とするその他セグメントの売上高は2千1百万円となり、前連結会計年度並みとなりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は5千5百万円であり、その主なものは、ばら貨物セグメントの起重機の部分更新1千3百万円であります。また、リース投資資産に対する投資として、物流倉庫セグメントの化学品センター（旧危険物倉庫）の改装工事1億7千1百万円を行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、長期運転資金2億5千万円、化学品センター改装工事資金2億円、ばら貨物用地として翌連結会計年度より新たに賃借を開始する土地に係る資金1億5千万円の合計6億円を金融機関より借入れております。

(4) 対処すべき課題

国内経済は緩やかな拡大傾向が続くものと期待されますが、グローバル化の進展が更に進むことにより、企業の競争は一段と厳しくなり、事業環境は国際情勢の動向に敏感に反応し目まぐるしく変化すると思われまます。当社グループは、将来のいかなる環境においても生き残る企業を目指して、2018年3月期（2017年度）より3ヶ年の中期経営計画「Innovation & Progress for 2019」をスタート致しました。2020年3月期（2019年度）に営業利益率3%以上を達成することを目標として次なる将来に向けて更なる飛躍を目指します。

そのビジョンは次の通りです。

<ビジョン>

- お客様からの厚い信頼と事業上の好立地という強みを伸ばし、希少な企業価値をさらに高める
- 現状に満足せずあらゆる付加価値を追い求め、将来のいかなる環境においても生き残り成長する、強靱な企業体力を構築する
- 国際貿易港である大阪港においてエネルギー・産業素材など基幹資材の貯蔵と中継を行う公共的使命をさらに拡大し、我が国の産業の発展に貢献する

2020年3月期（2019年度）までの3年間は、強靱な企業体力を構築するための最初のステージとして位置づけており、そのために高付加価値事業の実現、原価構造の改革によるコスト削減、既存機能の活性化などの事業戦略を実施いたします。

また、コンプライアンス意識向上や安全強化等に向けた社員教育の充実、内部統制や社員の行動基準等の自主監査の充実、安全衛生の確保などを通じて社会的責任の向上についても取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 72 期 (2014年 3 月期)	第 73 期 (2015年 3 月期)	第 74 期 (2016年 3 月期)	第 75 期 (当連結会計年度) (2017年 3 月期)
売 上 高	4,334百万円	4,673百万円	4,464百万円	4,129百万円
経 常 利 益	50百万円	106百万円	132百万円	54百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	54百万円	83百万円	155百万円	7百万円
1株当たり当期純利益	3円64銭	5円56銭	10円38銭	0円51銭
総 資 産	5,790百万円	6,145百万円	5,440百万円	6,043百万円
純 資 産	3,314百万円	3,639百万円	3,484百万円	3,748百万円

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 72 期 (2014年 3 月期)	第 73 期 (2015年 3 月期)	第 74 期 (2016年 3 月期)	第 75 期 (当事業年度) (2017年 3 月期)
売 上 高	4,334百万円	4,473百万円	4,268百万円	3,954百万円
経 常 利 益	50百万円	121百万円	135百万円	59百万円
当 期 純 利 益	54百万円	99百万円	156百万円	12百万円
1株当たり当期純利益	3円64銭	6円60銭	10円43銭	0円81銭
総 資 産	5,756百万円	6,108百万円	5,416百万円	6,033百万円
純 資 産	3,314百万円	3,655百万円	3,500百万円	3,769百万円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況等

- ① 親会社の状況
当社は親会社を有していません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
浪花建設運輸株式会社	40百万円	100%	陸上貨物自動車運送業

- ③ 重要な企業結合の状況
埠頭ジャスタック株式会社は当社の議決権の18.8%を所有しております（外に同社の緊密な者又は同意している者の所有割合が9.5%あります）。当社は、同社を業務内容に精通した会社として船内荷役並びに構内作業等の業務の委託及び設備修理等の工事の発注を行っております。
- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2017年3月31日現在）

港湾運送事業、倉庫業、陸上貨物自動車運送業、貨物利用運送業、売電事業

(8) 主要な事業所（2017年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪市此花区	石油埠頭	大阪市此花区
東京営業所	東京都中央区	梅町油槽所	大阪市此花区
ばら貨物埠頭	大阪市此花区	物流倉庫	大阪市此花区

② 子会社

会社名	名称	所在地
浪花建設運輸株式会社	本社	大阪市大正区

(9) 従業員の状況 (2017年3月31日現在)

①企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
82名	+ 3名

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、使用人兼務役員を含んでおりますが、臨時雇用者数は含んでおりません。

②当社の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
64 (+ 4)名	45.5歳	18.1年

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2017年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	303 ^{百万円}
株式会社三菱東京UFJ銀行	204
三菱UFJ信託銀行株式会社	124
株式会社三井住友銀行	194
株式会社りそな銀行	117
株式会社新生銀行	20
日本生命保険相互会社	122

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2017年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 15,400,000株（自己株式384,321株を含む。）
 (3) 株 主 数 1,201名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
埠頭ジャスタック株式会社	2,819 ^{千株}	18.8%
株式会社ニヤクコーポレーション	2,336	15.6
原 徹	1,094	7.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	769	5.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	444	3.0
日本生命保険相互会社	384	2.6
株式会社三井住友銀行	384	2.6
三井住友海上火災保険株式会社	308	2.1
株式会社大 水	250	1.7
大和証券株式会社	249	1.7

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除く15,015,679株により算出しており、総議決権数14,965個により算出する議決権比率とは値が異なる場合があります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2017年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2017年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	平 井 正 博	経 営 企 画 部 担 当
取締役常務執行役員	林 正 登	営業部・業務部・ファシリティ強化事業部担当
取締役常務執行役員	増 田 康 正	総 務 部 担 当
取 締 役	鈴 木 弘 志	株式会社ニヤクコーポレーション取締役 ニヤクトレーディング株式会社代表取締役
取 締 役	五 十 嵐 英 男	大阪港タグセンター事業協同組合理事
常 勤 監 査 役	葛 原 史 朗	
監 査 役	鹿 島 文 行	D B J キャピタル株式会社代表取締役 D B J 投資アドバイザー株式会社代表取締役
監 査 役	遠 藤 眞 廣	遠藤公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役 鈴木弘志氏及び五十嵐英男氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての届出を行っております。
2. 監査役 鹿島文行氏及び遠藤眞廣氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての届出を行っております。
3. 監査役 鹿島文行氏は金融機関での理事及び事業会社での経理担当取締役としての豊富な経験を有しており、監査役 遠藤眞廣氏は公認会計士・税理士の資格を有しております。両氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 五十嵐英男氏は2017年5月17日付で大阪港タグセンター事業協同組合の理事長に就任しております。

(ご参考)

取締役以外の執行役員は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	佐 藤 禎 広	経営企画部長、営業・業務統括部長 兼 ファシリティ強化事業部長

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- 2016年6月29日開催の第74回定時株主総会において、五十嵐英男氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- 2016年6月29日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、取締役 島井章吉氏が任期満了により、退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めております。なお、当該契約は締結しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（2017年3月31日現在）

社外取締役鈴木弘志氏は株式会社ニヤクコーポレーションの取締役及びニヤクトレーディング株式会社の代表取締役であります。なお、株式会社ニヤクコーポレーションは当社の株式2,336千株（持株比率15.6%）を保有しておりますが、同社との間に取引関係はありません。また、当社とニヤクトレーディング株式会社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

社外取締役五十嵐英男氏は大阪港タグセンター事業協同組合の理事であります。なお、同組合との間にはタグボートの使用に係る営業取引があり、当事業年度における取引金額は1,836千円であります。また、同組合と当社の間には資本関係はありません。

社外監査役鹿島文行氏はDBJキャピタル株式会社及びDBJ投資アドバイザリー株式会社の代表取締役であります。なお、DBJキャピタル株式会社及びDBJ投資アドバイザリー株式会社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

社外監査役遠藤眞廣氏は公認会計士事務所を営んでおります。同事務所と当社の間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	鈴木 弘 志	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき発言を行っております。
社外取締役	五十嵐 英 男	就任後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、行政等に関わり培われた豊富な経験、知識等に基づき発言を行っております。
社外監査役	鹿 島 文 行	当事業年度に開催された取締役会13回中12回及び監査役会14回中13回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき発言を行っております。
社外監査役	遠 藤 眞 廣	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的な知見からの発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の総額
取 締 役	5名	56百万円
監 査 役	3名	22百万円
合 計	8名	79百万円

- (注) 1. 報酬等の総額には役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額を含んでおります。
 2. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は4名12百万円であります。
 3. 上記のほか、2016年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し役員退職慰労金7百万円を支給しております。なお、当該金額は過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額及び役員退職慰労引当金の当事業年度引当額の合計額であります。
 4. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。なお、上記の支給人員には2016年6月29日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれており、当事業年度末現在においては無報酬の取締役1名が存在しております。

(6) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬については、株主総会において定められた報酬総額の限度内で各役員へ配分するものとしております。その配分は、取締役については、独立社外取締役及び社外監査役を構成員とする諮問委員会の意見を踏まえて、取締役会が報酬等の額を決定するものとしております。監査役については監査役の協議の上、決定するものとしております。現在、業績に対するインセンティブは付与しておりませんが、業務執行取締役の報酬等について、業績連動報酬を取り入れる方向で検討しております。

また、役員の就任期間全体にわたる功労として役員退職慰労金を支給することとしております。役員退職慰労金については、株主総会において役員退職慰労金規程に基づく相当額の範囲内で、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任する旨の承認を得た上、それぞれ決定するものとしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況及び報酬の実績の推移、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合や適正な監査体制の確保、向上のために会計監査人の変更が妥当であると認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。これらの場合、監査役会が選定した監査役が解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

契約の新規の締結に関する業務の停止（2016年1月1日から2016年3月31日の3ヶ月）

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会において決議しております。その概要及び運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、原則月1回開催する取締役会のほか、原則週1回開催する経営会議において、取締役会規程及び経営会議規程に基づき重要な業務執行に関する事項の審議・決定と重要事項に関する報告を行う。また、各担当取締役は、業務が法令・定款その他諸規則に従い適法かつ適切であるかどうかを判断し執行する。

監査役は、取締役から担当業務に関する情報を適宜聴取するとともに、取締役会及び経営会議に出席しその業務が適法かつ適正かを監査し、必要に応じて意見を述べる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、当社の「文書管理規程」に従い取締役の職務執行に係る文書・電磁的記録の保存及び管理を行い、他の取締役及び監査役からの文書の閲覧要請に備える。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部の所管業務に付随するリスク管理は、当該担当部が行うとともに、防災、環境等の各個別委員会（以下、個別委員会という。）が、当該委員会所管業務のリスク管理を横断的に行う。

子会社の業務に付随するリスク管理については、管轄する営業部が子会社の社長とともに行う。子会社を含む企業集団の総合的リスク管理に関しては、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理とコンプライアンスに関する委員会」（以下、RC委員会という。）が行う。RC委員会は、定期に開催され、監査役も出席し、必要に応じて意見を述べる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各部及び各個別委員会の職務の職掌、権限を明確にし、情報処理の効率化と情報の社内共有化を促進し、コンプライアンスに留意しつつ、経営目標の使用人への浸透を図りその達成に向け職務執行の効率性確保に継続して努力する。

(5) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長は、コンプライアンス・ポリシーを表明し、使用人に対し明確な行動基準を示す。

各部・各個別委員会は、その所管業務に付随するコンプライアンス管理（教育を含む。）を行う。RC委員会は、全社管理を行う。また、RC委員会の統括のもと、内部監査室がコンプライアンスに関する内部監査機能を担う。

また、内部通報制度を設ける。

(6) 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の執行については、その自律性を尊重しつつも、当該子会社を管轄する営業部と総務部が「子会社等管理規程」に基づき適切に管理する。営業部と総務部は、定期に子会社の経営内容に係る情報を収集し検証を行う。両部の担当取締役は、その結果を取締役会へ報告する。子会社に係る承認事項については、営業部が子会社とともに検討し、経営会議または稟議書により代表取締役社長の決裁を受ける。また、監査役及び内部監査室は、必要に応じて子会社の業務監査または会計監査を実施し適法性について監査する。代表取締役社長は、当社のコンプライアンス・ポリシーと行動基準を子会社と協力会社に対し明確に示す。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査役への報告体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為や、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事実などを発見した場合は、内部通報制度等によりその内容を監査役に伝達しなければならない。なお、当該通報をしたことを理由として、会社は通報者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。また、監査役は、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社の費用負担で独自に外部専門家（公認会計士、弁護士等）に助言を求めることや、調査、鑑定その他の事務を委託することができる。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を任命し、当該使用人に対する指揮命令権は監査役会に属する。当該使用人の異動、評価等を行う場合は、予め監査役会の承認を求めなければならない。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

コンプライアンス・ポリシーと行動基準に、反社会的勢力からの取引や金銭の要求には毅然と対応し、一切関係を持たない旨を明記するとともに、社内研修等を通じて周知徹底を図る。また、総務部が中心となり、外部の専門機関と連携して情報の収集、交換を行うなど反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社ではコンプライアンス・ポリシーと行動基準をホームページ及び社内イントラに掲示するなどし、当社グループ内への周知を図っております。また、その遵守状況については内部監査室による内部監査の際に評価を行っており、法令及び定款違反の発生または発生する恐れが認められる場合には、厳正な調査等を実施して、再発防止を図ってまいります。

職務の執行に際しては、当事業年度において取締役会は13回、経営会議は50回開催され、取締役会規程及び経営会議規程に基づき重要な業務執行に係る審議・決定と報告が行われました。使用人に対しては経営会議の審議、報告内容を通知し、情報の共有化を図るとともに、職務分掌規程及び職務権限規程により各部の職掌、権限を明らかにしております。

内部通報制度については、内部通報制度規程により内部通報に係る調査への協力義務、内部通報実施者に対する不利益取扱いの禁止などが規定されており、その運用状況は内部監査室がモニタリングしております。

リスクに対しては、リスク管理規程に基づき各部が所管業務に係るリスク管理状況報告書を作成し、RC委員会で検証を行いました。なお、RC委員会は当事業年度において6回開催されております。

監査役は取締役会、経営会議及びRC委員会に参加し、必要に応じて監査役の意見を述べるとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制等について意見交換を行っております。また、監査役補助使用人規程を設け、監査役を補助すべき使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項を定めております。

子会社に対しては子会社管理規程に基づき子会社の経営に係る審議・決定及び報告が取締役会及び経営会議で行われ、監査役及び内部監査室は定期的に子会社を訪問し必要な監査を実施いたしました。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するための「財務報告の基本方針」を取締役会において決議しております。その方針・原則は以下のとおりであります。

財務報告の信頼性の確保は企業活動の根幹であるため、当社並びに当社の子会社及び関連会社は、財務報告の重要な事項に虚偽記載が生じることがないように、以下の基本方針に基づき、適正な財務情報を開示し、経営の透明性を確保して堅実な企業経営を実施する。

1. 一般に公正妥当と認められる会計基準その他の関連法規に準拠し作成した財務報告を適時に開示することにより、情報開示の透明性及び公平性を確保する。
2. 全ての役職員は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、自らの業務との関連において、適切な内部統制の整備及び運用に努める。
3. 構築した内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかを確認するため、定期的かつ継続的に内部統制の整備及び運用状況の評価を実施するとともに、不備がある場合は是正のために適切な対応を図る。
4. 毎年「財務報告の基本方針」の内容を見直し、変更の有無に拘らず、当社の取締役会において「財務報告の基本方針」について決議を行う。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2017年5月22日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めると共に、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を2017年6月29日開催予定の第75回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただくことを条件として、導入することを決定いたしました。基本方針及び本プランの詳細につきましては、株主総会参考書類の第6号議案をご参照ください。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2017年3月31日現在)

| 資 産 の 部              |                  | 負 債 及 び 純 資 産 の 部         |                  |
|----------------------|------------------|---------------------------|------------------|
| 科 目                  | 金 額              | 科 目                       | 金 額              |
| (資 産 の 部)            | 千円               | (負 債 の 部)                 | 千円               |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>1,975,566</b> | <b>流 動 負 債</b>            | <b>788,452</b>   |
| 現 金 及 び 預 金          | 1,157,726        | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金         | 208,072          |
| 売 掛 金                | 412,743          | 短 期 借 入 金                 | 20,000           |
| リ ー ス 投 資 資 産        | 280,371          | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 318,858          |
| 有 価 証 券              | 40,000           | リ ー ス 債 務                 | 19,058           |
| 貯 蔵 品                | 21,560           | 未 払 法 人 税 等               | 6,138            |
| そ の 他                | 68,250           | 賞 与 引 当 金                 | 38,018           |
| 貸 倒 引 当 金            | △5,085           | そ の 他                     | 178,307          |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>4,067,700</b> | <b>固 定 負 債</b>            | <b>1,506,037</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>1,496,484</b> | 長 期 借 入 金                 | 745,882          |
| 建 物 及 び 構 築 物        | 987,641          | リ ー ス 債 務                 | 154,565          |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具    | 289,499          | 繰 延 税 金 負 債               | 358,858          |
| 工 具、器 具 及 び 備 品      | 51,590           | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 77,283           |
| リ ー ス 資 産            | 164,602          | 環 境 対 策 引 当 金             | 58,751           |
| 建 設 仮 勘 定            | 3,150            | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 2,672            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>184,956</b>   | 資 産 除 去 債 務               | 20,965           |
| 借 地 権                | 173,737          | そ の 他                     | 87,058           |
| の れ ん                | 3,799            | <b>負 債 合 計</b>            | <b>2,294,490</b> |
| そ の 他                | 7,420            | (純 資 産 の 部)               |                  |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>2,386,259</b> | <b>株 主 資 本</b>            | <b>3,013,552</b> |
| 投 資 有 価 証 券          | 1,896,489        | 資 本 金                     | 770,000          |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産    | 98,240           | 資 本 剰 余 金                 | 365,161          |
| そ の 他                | 391,529          | 利 益 剰 余 金                 | 1,933,266        |
|                      |                  | 自 己 株 式                   | △54,874          |
|                      |                  | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 735,224          |
|                      |                  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 735,224          |
|                      |                  | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>3,748,776</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>6,043,267</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>  | <b>6,043,267</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2016 年4月1日から  
2017 年3月31日まで )

| 科 目                          | 金 額            |
|------------------------------|----------------|
| 売 上 高                        | 千円 4,129,761   |
| 売 上 原 価                      | 3,679,438      |
| <b>売 上 総 利 益</b>             | <b>450,323</b> |
| 販売費及び一般管理費                   | 438,478        |
| <b>営 業 利 益</b>               | <b>11,844</b>  |
| 営 業 外 収 益                    |                |
| 受 取 利 息                      | 944            |
| 受 取 配 当 金                    | 45,706         |
| そ の 他                        | 12,326         |
| 営 業 外 費 用                    |                |
| 支 払 利 息                      | 10,490         |
| そ の 他                        | 6,311          |
| <b>経 常 利 益</b>               | <b>54,020</b>  |
| 特 別 利 益                      |                |
| 固 定 資 産 売 却 益                | 539            |
| 特 別 損 失                      |                |
| 固 定 資 産 除 売 却 損              | 34,084         |
| 減 損 損 失                      | 13,975         |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b> | <b>6,501</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税                 | 3,149          |
| 法人税等調整額                      | △4,251         |
| <b>当 期 純 利 益</b>             | <b>7,604</b>   |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>       | <b>7,604</b>   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2016年4月1日から  
2017年3月31日まで)

(単位 千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                | 770,000 | 365,161   | 1,940,679 | △54,399 | 3,021,442   |
| 当 期 変 動 額                |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |           | △15,017   |         | △15,017     |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益      |         |           | 7,604     |         | 7,604       |
| 自己株式の取得                  |         |           |           | △475    | △475        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計            | —       | —         | △7,413    | △475    | △7,889      |
| 当 期 末 残 高                | 770,000 | 365,161   | 1,933,266 | △54,874 | 3,013,552   |

|                          | その他の包括利益累計額      |                   | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括<br>利益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高                | 462,683          | 462,683           | 3,484,125 |
| 当 期 変 動 額                |                  |                   |           |
| 剰 余 金 の 配 当              |                  |                   | △15,017   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益      |                  |                   | 7,604     |
| 自己株式の取得                  |                  |                   | △475      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | 272,540          | 272,540           | 272,540   |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 272,540          | 272,540           | 264,651   |
| 当 期 末 残 高                | 735,224          | 735,224           | 3,748,776 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2017年3月31日現在)

| 資 産 の 部   |           | 負債及び純資産の部     |           |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 1,939,792 | 流動負債          | 768,498   |
| 現金及び預金    | 1,128,292 | 買掛金           | 206,955   |
| 売掛金       | 400,098   | 短期借入金         | 20,000    |
| 一掃投資      | 280,371   | 1年内返済予定の長期借入金 | 318,858   |
| 有価証券      | 40,000    | リース負債         | 19,058    |
| 貯蔵品       | 21,560    | 未払金           | 15,360    |
| 前払費用      | 20,155    | 未払費用          | 95,182    |
| 関係会社短期貸付金 | 10,000    | 未払法人税等        | 5,886     |
| 未収金       | 13,023    | 前受金           | 17,914    |
| そ の 引 当   | 31,451    | 預り金           | 3,124     |
| 倒引当金      | △5,160    | 賞与引当金         | 37,428    |
| 固定資産      | 4,093,548 | その 他          | 28,729    |
| 有形固定資産    | 1,474,482 | 固定負債          | 1,495,085 |
| 建物        | 719,855   | 長期借入金         | 745,882   |
| 構築物       | 246,074   | リース負債         | 154,565   |
| 機械及び装置    | 285,598   | 繰延税金負債        | 357,575   |
| 船舶        | 904       | 役員退職慰労引当金     | 77,283    |
| 車両運搬具     | 2,975     | 環境対策引当金       | 58,751    |
| 工具器具及び備品  | 51,320    | 資産除去負債        | 13,969    |
| リース資産     | 164,602   | その 他          | 87,058    |
| 建設仮勘定     | 3,150     | 負債合計          | 2,263,583 |
| 無形固定資産    | 180,710   | (純資産の部)       |           |
| 借地権       | 173,737   | 株主資本          | 3,034,533 |
| 港湾施設利用権   | 1,157     | 資本金           | 770,000   |
| ソフトウェア    | 3,777     | 資本剰余金         | 365,161   |
| その他       | 2,038     | 資本剰余金         | 365,161   |
| 投資その他の資産  | 2,438,354 | 利益剰余金         | 1,954,247 |
| 関係会社株     | 58,340    | 利益準備金         | 192,500   |
| 投資有価証券    | 1,894,949 | その他利益剰余金      | 1,761,747 |
| その 他      | 485,065   | 別途積立金         | 1,000,000 |
|           |           | 繰越利益剰余金       | 761,747   |
|           |           | 自己株式          | △54,874   |
|           |           | 評価・換算差額等      | 735,224   |
|           |           | その他有価証券評価差額金  | 735,224   |
|           |           | 純資産合計         | 3,769,757 |
| 資産合計      | 6,033,341 | 負債及び純資産合計     | 6,033,341 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2016年4月1日から  
2017年3月31日まで)

| 科 目             | 金 額    |                |
|-----------------|--------|----------------|
|                 | 千円     | 千円             |
| 売上高             |        | 3,954,644      |
| 売上原価            |        | 3,533,080      |
| <b>売上総利益</b>    |        | <b>421,564</b> |
| 販売費及び一般管理費      |        | 403,915        |
| <b>営業利益</b>     |        | <b>17,649</b>  |
| 営業外収益           |        |                |
| 受取利息            | 1,030  |                |
| 受取配当金           | 45,706 |                |
| その他             | 12,067 | 58,804         |
| 営業外費用           |        |                |
| 支払利息            | 10,490 |                |
| その他             | 6,311  | 16,801         |
| <b>経常利益</b>     |        | <b>59,652</b>  |
| 特別利益            |        |                |
| 固定資産売却益         |        | 39             |
| 特別損失            |        |                |
| 固定資産除売却損        | 34,084 |                |
| 減損損失            | 13,975 | 48,059         |
| <b>税引前当期純利益</b> |        | <b>11,632</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,896  |                |
| 法人税等調整額         | △3,411 | △514           |
| <b>当期純利益</b>    |        | <b>12,147</b>  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2016 年4月1 日から  
2017 年3月31日まで )

(単位 千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |              |           |               |          |              |
|--------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|---------------|----------|--------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |               |          |              |
|                          |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金      |          | 利益剰余金<br>合 計 |
|                          |         |           |              | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰 余 金 |          |              |
| 当 期 首 残 高                | 770,000 | 365,161   | 365,161      | 192,500   | 1,000,000     | 764,617  | 1,957,117    |
| 当 期 変 動 額                |         |           |              |           |               |          |              |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |           |              |           |               | △ 15,017 | △ 15,017     |
| 当 期 純 利 益                |         |           |              |           |               | 12,147   | 12,147       |
| 自己株式の取得                  |         |           |              |           |               |          |              |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |           |              |           |               |          |              |
| 当 期 変 動 額 合 計            | —       | —         | —            | —         | —             | △ 2,870  | △ 2,870      |
| 当 期 末 残 高                | 770,000 | 365,161   | 365,161      | 192,500   | 1,000,000     | 761,747  | 1,954,247    |

|                          | 株 主 資 本  |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      |                | 純資産合計     |
|--------------------------|----------|-----------|----------------------|----------------|-----------|
|                          | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高                | △54,399  | 3,037,879 | 462,683              | 462,683        | 3,500,563 |
| 当 期 変 動 額                |          |           |                      |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当              |          | △ 15,017  |                      |                | △ 15,017  |
| 当 期 純 利 益                |          | 12,147    |                      |                | 12,147    |
| 自己株式の取得                  | △ 475    | △ 475     |                      |                | △ 475     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |          |           | 272,540              | 272,540        | 272,540   |
| 当 期 変 動 額 合 計            | △ 475    | △ 3,346   | 272,540              | 272,540        | 269,194   |
| 当 期 末 残 高                | △ 54,874 | 3,034,533 | 735,224              | 735,224        | 3,769,757 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2017年5月12日

櫻島埠頭株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増田 明彦<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義広<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、櫻島埠頭株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、櫻島埠頭株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

独立監査人の監査報告書

2017年5月12日

櫻島埠頭株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増田 明彦<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義広<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、櫻島埠頭株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役会決議の内容及び当該決議に基づく業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び株主総会における承認を条件として導入される同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討いたしました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。株主総会における承認を条件として導入される各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月22日

櫻島埠頭株式会社 監査役会

常勤監査役 葛原 史朗 ㊟

社外監査役 鹿島 文行 ㊟

社外監査役 遠藤 眞廣 ㊟

以上







## 株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市港区弁天一丁目2番1号 (ORC200内)  
ホテル大阪ベイタワー22階 青雲の間  
交通 地下鉄中央線・JR大阪環状線「弁天町」駅下車

